

48 遺留分

(1)遺留分侵害額請求権

従来、遺留分の減殺請求は、遺贈や生前贈与の目的物を対象とし、例外的に受遺者・受贈者が金銭による返還を選択できるとされていた。

しかし、これでは遺留分の減殺請求をした相続人と受遺者とが共有になってしまう。

このような共有状態を解消すべく、減殺請求する側が金銭の請求をすることになった(1046条1項)。

これまで遺留分減殺請求によって生じていた財産の複雑な共有状態等を、金銭債権化することにより解消し、それに伴い、受遺者・受贈者にも支払い猶予の期間が与えられることになった(1047条5項)。

(2)遺留分侵害額の計算方法

①遺留分額=(被相続人が相続開始時に有していた財産の価額+贈与財産額-相続債務額)×個別的遺留分の割合

②遺留分侵害額=遺留分額-(遺留分権利者が特別受益で受けた財産額+相続で得た財産額)+遺留分権利者が負担すべき債務額

相続人への特別受益に該当する贈与について、かなり前のものでも贈与財産額に含めていたのに対し、改正法では、「相続開始前10年間にしたものに限る」という取り扱いになった(1044条3項)。

また、負担付遺贈があった場合は、遺留分算定時の贈与財産額に目的物の価額から負担の価額を控除した額を算入することになった(1045条1項)。さらに、不相当な価額による有償行為があった場合も、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知ってした者に限り、当該対価を負担の価額とする負担付贈与とみなされることになった(同条2項)。

(3)相続債務の取扱い

被相続人が有していた債務は、相続開始と同時に相続人に承継され、相続債権者は相続人に対して債権を行使することになる。しかし、受遺者等が連帯保

証人になっている場合もあり、その場合には受遺者が弁済することもある。にもかかわらず、従来は、相続債務が常に遺留分侵害額に算入なることから、相続人は遺留分侵害額請求権を行使するのに対し、弁済をした受遺者は求償することになって無駄な循環が生じていた。

そこで、遺留分侵害額請求を受けた受遺者などは、遺留分権利者が承継した債務について弁済等の債務消滅行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって、遺留分侵害額請求によって負担する債務を消滅させることができるようになった(1047条3項)。

49 配偶者居住権

(1) 配偶者居住権とは

配偶者相続人が家を相続したら、それだけで法定相続分まで達してしまい、預貯金等を相続できないケースが多く見受けられる。これでは配偶者相続人は、住む場所は確保できても今後の生活が不安定になるおそれがある。そこで、住み慣れた家で安心して生活ができるようにしたのが配偶者居住権である。

この権利は、共同相続の場合に配偶者相続人が居住建物の所有権を相続しない場合でも、原則として終身の間、その家に居住し続けられる賃借権に類似した権利であり、登記することにより第三者に対抗できる。

配偶者相続人が遺産分割により配偶者居住権を取得した場合、当該権利は相続財産となり、配偶者は自己の具体的相続分から配偶者居住権の評価額を控除した残額を相続することになるが、居住建物の所有権を相続する場合に比べ、より多くの預貯金等を相続できることになる。

(2) 配偶者居住権の取得方法

配偶者居住権は、配偶者相続人が相続開始の時に被相続人の遺産たる建物に居住していた場合に、以下の3つの方法で取得することができる(1029条)。

- ① 遺産分割で取得する方法
- ② 遺言で配偶者居住権を遺贈の目的とする方法
- ③ 家庭裁判所の審判による方法